

鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査・検証委員会運営要綱  
(平成27年度に計画策定補助を開始する事業分)

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県附属機関条例第7条の規定に基づき、鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査・検証委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(審査員長)

第2条 委員会に審査員長を置き、審査員の互選によりこれを定める。

2 審査員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 審査員長に事故があるときは、あらかじめ審査員長の指名する審査員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、審査員長が招集し、審査員長がその議長となる。

2 委員会は、審査員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した審査員の過半数で決し、可否同数のときは、審査員長の決するところによる。

(審査基準)

第4条 審査は、別に定める鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査要領(平成27年度に計画策定補助を開始する事業分)に基づき実施する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、審査員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月14日から施行する。